

平成 30 年 12 月 3 日

## 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案についての意見

公益社団法人 日本監査役協会

平成 30 年 11 月 2 日付けで金融庁から公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対する当協会の意見を以下のとおり申し述べます。御検討くださいますようお願い申し上げます。

### ① 監査役（会）の活動状況について（新旧対照表 P. 13、(56)a(b)）

**意見** 個々の監査役、監査委員及び監査等委員（以下「監査役等」という）の活動状況については、常勤者のみならず、非常勤の監査役等を含め、期待される役割に応じた活動状況を記載すべきである。

**理由** 独任制である監査役については、個々の監査役が独立して活動することが原則となっている。常勤監査役の役割が重要とは言え、常勤以外の監査役も例えば往査や独立した立場からの監視等やそれぞれの役割を有しており、また、組織監査である監査等委員会及び監査委員会でも各委員で役割分担することが少なくないため、常勤以外の監査役等の活動についても注目する必要がある。

### ② 監査法人の継続監査期間について（新旧対照表 P. 13、(56)d(a) ii、iii及びiv）

**意見** 監査法人の合併・統合・分離・提携先の海外ネットワークファームの変更等があった場合並びに提出会社の合併の場合などについて監査法人の継続監査期間の算定基準を明確にすべきである。また、当該監査業務を実施する監査チームの内、業務を執行した公認会計士を除く主要な公認会計士の継続監査期間が 7 会計期間を超える場合は継続監査期間を記載すべきである。

**理由** 合併・統合・分離・提携先の海外ネットワークファームの変更等により監査法人の名称が変わっても、監査法人の品質管理体制や当該監査業務を実施する監査チームの構成が不変な場合があり、逆に名称が同じでも、監査法人の品質管理体制や当該監査業務を実施する監査チームの構成に変化がある場合もある。また、提出会社が合併の場合の存続会社となる一方で、非存続会社の監査人をその監査法人として新たに選任することも考えられる。そのような場合の監査法人としての継続監査期間の算

定基準を明確にする必要がある。また、当該監査業務を執行する公認会計士の継続監査期間は法定されているが、当該監査チームに所属する他の主要な公認会計士（例えば、提出会社の財務諸表若しくは連結財務諸表の監査業務を担当）の継続監査期間については法令の定めがないことから、当該監査チームに所属する他の主要な公認会計士の継続監査期間を記載することは有価証券報告書等の利用者にとり有用と考える。

### ③ 監査公認会計士等を選定した理由等について（新旧対照表 P. 14、(56) d(c) 及び(e)）

意見 (c)で監査公認会計士等を選定した理由に加え、後段 (e) 項で評価を記載する趣旨を説明願いたい。また、(e)の「評価」の対象も明確にしていきたい。

理由 (c)の「監査公認会計士等の選定」には新規選定だけでなく、再任の場合を含むと理解するが、再任の場合は実績の評価の結果継続が相当と判断したわけであり、再任の理由を記載すれば、おのずから評価に触れざるを得ない。(c)で評価に触れながら、加えて(e)で評価を記載する理由が不明である。また、(e)で想定している「評価」が、既に選任している監査公認会計士の実績の「評価」のみだけでなく、新たに選定する監査公認会計士の「評価」も含まれるとすると、新たに選定する監査公認会計士についても(c)と(e)で同様の内容を記載することになる。

### ④ 監査公認会計士等の異動について（新旧対照表 P. 14、(56) d(d)）

意見 監査公認会計士等の異動については、異動の事実に関する記載のみならず、前監査公認会計士等の辞任の場合は辞任の理由、提出会社側の不再任若しくは解任の場合は不再任若しくは解任の理由についても具体的に記載すべきである。

理由 監査公認会計士等の異動に当たっては、その異動した理由も具体的に記載することが有価証券報告書等の利用者にとり有用と考えられる。

### ⑤ 監査報酬の内容等について（新旧対照表 P. 14、(56) d(f) ii 及びiii）

1. 意見 (56) d (f) ii にある「ネットワーク」の定義を明確にすべきである。

理由 適用される範囲が明確ではない。日本公認会計士協会が公表している監査基準委員会報告書 220 第 6 項にあるような定義を設けるべきである。

2. 意見 (56)d(f) iiiに「連結会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬」とあるが、「重要な報酬」としてどのような内容の報酬を想定しているのか明確にすべきである。

理由 連結会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬については、一般的には想定しづらく、個社により重要性は異なってくるので、何らかの客観的基準や具体例がないと各社で様々なものとなり、有価証券報告書等の利用者が活用することが難しくなる。例えば監査証明業務の総額に占める割合といったものを基準として示すべきと考える。

## ⑥ その他

1. ほとんどの会社において有価証券報告書の提出は定時株主総会の直後であり、有価証券報告書における記載内容を株主総会で活用するのは翌年にならざるを得ない。有効活用の観点からは、「定時株主総会の開催までに内容が検討できるよう有価証券報告書の提出期限若しくは定時株主総会の開催日について調整」、「有価証券報告書と事業報告書の記載内容の一元化」等の施策を検討すべきである。
2. 有価証券報告書等における記載内容の充実は、投資家及び株主の合理的な経済的意思決定に当たり、より適切な情報活用に資するものとする。その一方で、会社側、監査役等、監査人といった関係者の負担が更に増加するデメリットも想定され、ボーラプレート化する懸念も否定できない。個社の状況を正確に反映した記載内容を確保し、実効性を担保するためには、規制の「選択と集中」が必要であり、四半期開示制度の任意化等、監査を含めた財務報告制度の見直しも必要と思料する。

以 上